

事務連絡
令和2年9月29日

各地方農政局会計課 殿
各地方農政局農村振興部地域整備課 殿
沖縄総合事務局農林水産部農村振興課 殿

農村振興局整備部地域整備課 課長補佐（農村資源循環班）
農村振興局総務課 課長補佐（会計班）

地方創生汚水処理施設整備推進交付金に係る繰越事務の都府県への委任について

令和2年地方分権改革に関する地方公共団体からの提案として、一部の自治体より「地方創生汚水処理施設整備推進交付金に係る予算繰越事務手続きの簡素化の徹底」の要請があり、地方農政局が行う繰越事務手続きの簡素化・迅速化が求められました。

このことについて調査した結果、地方創生汚水処理施設整備推進交付金における繰越事務は、予算決算及び会計令第140条に基づく都府県が行う国の会計事務として、都府県に委任されていますが、地方農政局で繰越事務を行っていることにより提出不要な書類の請求や繰越承認までに時間を要している事例が見受けられました。

つきましては、各種規定に基づき適切な繰越事務手続きを行うとともに、管内都府県に対し、繰越事務の委任について再度周知のうえ、迅速・適切な繰越事務が可能となるように指導をお願いします。

<参考資料>

○予算決算及び会計令第140条に基づく府県が行う国の会計事務の範囲の変更について（平成30年11月21日付け30予第1229号農林水産大臣通知）

○繰越しガイドブック《改定版》（令和2年6月 財務省主計局司計課）

<https://www.mof.go.jp/budget/topics/kurikoshi/r2guidebook/r2guidebook.html>